

健康保険被扶養者（異動）届

常務理事	事務長		

被保険者欄	被保険者証の記号		被保険者証の番号		生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	備考		
	氏名	(フリガナ)		(氏)	(名)	取得年月日	7.平成 9.令和	年	月	日	収入(年収)	
		住民票住所										

※資格確認書発行要否欄が「要」の方は、下記より発行理由を選択し、記入してください。

被扶養者欄	氏名	(フリガナ)		(氏)	(名)	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1. 男 2. 女
	区分	1. 被扶養者になる者				2. 被扶養者ではなくなる者		個人番号(12桁)		資格確認書発行要否※	1. 要 2. 否 理由()	
	続柄		職業		収入(年収)	1. あり 2. なし	住民票住所	1. 同居 2. 別居				
	扶養される又は扶養されなくなった日											

被扶養者欄	氏名	(フリガナ)		(氏)	(名)	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1. 男 2. 女
	区分	1. 被扶養者になる者				2. 被扶養者ではなくなる者		個人番号(12桁)		資格確認書発行要否※	1. 要 2. 否 理由()	
	続柄		職業		収入(年収)	1. あり 2. なし	住民票住所	1. 同居 2. 別居				
	扶養される又は扶養されなくなった日											

被扶養者欄	氏名	(フリガナ)		(氏)	(名)	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1. 男 2. 女
	区分	1. 被扶養者になる者				2. 被扶養者ではなくなる者		個人番号(12桁)		資格確認書発行要否※	1. 要 2. 否 理由()	
	続柄		職業		収入(年収)	1. あり 2. なし	住民票住所	1. 同居 2. 別居				
	扶養される又は扶養されなくなった日											

発行理由	1. マイナンバーカードの更新または電子証明書発行手続き中のため 2. マイナンバーカードを返納したため 3. マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため 4. その他() ※マイナ保険証の未取得や紛失の場合は、原則、資格確認書の発行は行いません。マイナ保険証の発行手続きを行ってください。
------	---

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()

年 月 日 提出	受付年月日
※本書に記入していただいた個人情報については適切に取り扱い、目的外には利用しません。	
社会保険労務士の代行者	

【扶養となる条件】

家族を健保の扶養に入れるには、扶養と認められる下記条件①～③の全てを満たした上で、**保険者(コスモスイニシアグループ健保)の認定を受ける必要があります。**
認定日は、健保が届出に基づき扶養を認めた日となり、それまでは保険給付を受けることができません。
また、扶養の申請は、扶養されるようになった日から**5日以内に届出するよう義務付けられています。**
なお、被扶養申請者の状況により添付書類が異なるため、「被扶養者届(異動届)の添付書類一覧表」を確認のうえ、提出してください。

①被保険者の3親等内の親族であること。

直系尊属(父母・祖父母など)・配偶者・子・孫・兄弟姉妹以外は同居であることが必要です。

②被扶養者になろうとする人の現在の収入が、以下の条件を満たしており、かつその人の生計が主として被保険者によって維持されていること。(※1)

	扶養申請後 1年間の収入	扶養申請後 1ヶ月当りの収入	扶養申請後 1日当りの収入
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
同居の場合	扶養にしようとする人の収入が、被保険者の収入の1/2未満であること。		
別居の場合	被保険者の送金額が、扶養にしようとする人の収入と同額以上であること。		

◆失業給付受給者で上記基本手当日額を超える方は、失業給付受給中、被扶養者として認められません。

収入とみなすもの(例)	収入とみなさないもの(例)
給与 (通勤交通費ほか各種手当・税金を含む総支給額)	退職金
	不動産または株式などの売却益等一時的なもの
事業収入(必要経費を除き、実際に金銭の支出をともなわないものは収入に含む)*	冠婚葬祭に際して贈与される金銭
	災害を被ったことにより受けられる 補償金、見舞金、保険金など
資産運用による収入(不動産・利子・配当金など)	
年金(公的年金・企業年金など)	生活保護法にて自立更正を目的として貸付・恵与される金額
失業給付・傷病手当金・出産手当金など休業補償金	原爆被害者に対する特別措置法により支給される金額
奨学金(学費を除く)	死亡を事由に受けられる保険金
被保険者以外からの仕送りなど	個人年金(※2)・預貯金

(※1)この収入条件は被保険者が1人の家族を扶養にする場合の基準です。複数の家族を扶養にする場合や、配偶者(扶養の優先義務者)がいる家族を扶養する場合、また被保険者の収入状況等によっては、この基準内であっても被扶養者として認定されない場合もあります。

(※2)個人年金は預貯金と同様のものと考え、収入とはみなしません。

③主に被保険者の収入により生活をしていること。

一部援助では扶養の条件をみたくしません。また、被保険者の退職等で一時的に収入がなくなった場合は、別途退職金・預貯金等を確認させていただく場合があります。

*被扶養者認定にあたっては、個別に審査を行うこととなりますので、就労可能と思われる年齢(中学を卒業した15歳以上60歳未満)の方の認定条件や事業収入の見方等、詳細についてはコスモスイニシアグループ健康保険組合にお問合せください。

<被扶養者(異動届)の問合せ及び提出先>

各社 社会保険担当

但し、任意継続を申請される方及び任意継続被保険者の方はコスモスイニシアグループ健康保険組合

被扶養者届(異動届)の添付書類一覧表

◆被扶養者が増える場合

【A】の書類に加えて、【B】【C】それぞれの中で該当する書類をご提出ください。

※状況に応じて別途、書類を追加で提出していただく場合があります。

- ◎ 公的証明書(住民票・(非)課税金額の証明・戸籍謄本・納税証明書その2(所得金額証明用)・登録原票記載事項証明書等)については、発行から3ヶ月以内のものをご用意ください。
- ◎ 上記書類のうち書類名の後に「<原本>」とあるものは、原則として原本の提出を求めますが、写し(コピー)でも可とする場合があります。ただし、記載事項が不鮮明なもの、内容に疑義のある場合等は、原本の提出を求める場合があります。

【A】原則として全員提出

対象者	チェック	No	書類名称	説明
扶養認定対象者 全員	☐	1	被扶養者状況届	扶養認定対象者1人につき1枚必要 ※出生の場合で配偶者が被扶養者となっている場合は、本届は提出不要
		2	世帯全員の住民票 <原本>	発行日が3ヶ月以内で、続柄が記載されたもの
		3	直近の課税証明書または(非)課税金額の証明書<原本>	給与所得以外の収入の有無も確認できること →収入金額が記載されているもの (非課税であることのみの証明は不可) ※申請が4～5月の場合は、6月に新年度分の「(非)課税金額の証明書」<原本>を追加提出 ※確定申告をしている場合は、【B-2】の該当項目を参照

★中学生以下の方(16歳に達する年度の3月31日を経過しない方)は、上記No.1・2のみの提出で結構です。(【A】No.3、【B】、【C】は提出不要)

※ただし、お子様を扶養したい場合で、お子様の父または母と被保険者が「別居・離別・死別」のいずれかに該当する場合は、

別紙【父または母による生計維持関係等の確認】を参照ください。

※出生の場合で申請が1ヶ月以上遅れた場合は、「遅延理由書」を添付ください。

【B】扶養認定対象者の収入等確認書類

扶養認定対象者の収入状況に応じて、以下の書類をご提出ください。(複数の状況にあてはまる場合は、そのすべてに対応する書類が必要です。)

【B-1】現在収入なしの方

対象者	チェック	No	書類名称	説明
現在、無職無収入の方 全員	☐	4	無職・無収入申立書	※No.8の書類を提出する学生の場合、無職無収入申立書は提出不要。
あ 前 年 度 方 ま で 収 入 が	前年度又は今年度に給与収入があったが退職した	☐	5 退職の事実を確認できる書類 (下記いずれか) ・退職証明書 ・社会保険資格喪失証明書 ・離職票写し 等	※現在学生であって、前職の所得が130万円未満の場合、退職の事実を証明する書類は提出不要。
	失業給付の受給を終了した(または受給延長した)	☐	6 雇用保険受給資格者証の写し(両面) (または雇用保険受給延長証明書の写し)	
	個人事業主(自営業)であったが休業・廃業した	☐	7 休業届の写しまたは 廃業届の写し	
前年度収入の有無によらず	父母・同居の義父母	☐	(右記参照)	※被保険者以外に同居する親族がいる場合は、「被扶養者状況届」(【A】のNo.1の書類)に記入。その方の続柄等により、収入証明の提出が必要となる場合があります。
※配偶者(注1)・父母・義父母(注2)を除く	15歳の3月31日を経過した学生(注3)(概ね高校1年生以上)	☐	8 在学証明書または学生証の写し	学校名・学校所在地・発行日・氏名が確認できること
	予備校以外で進学準備中の方	☐	9 進学準備中であることを証明できるもの Ex) ・短期講習または模試受験等の申込書 ・受講料の払込書の写し ・受験票 ・不合格通知の写し	
	障害者(障害年金を受給している方)	☐	10 障害者手帳の写し 11 障害年金振込通知の写し	
	病気療養中の方	☐	12 医師による診断書 <原本>	発行日が3ヶ月以内のもの 医師により療養が必要と判断されたことが確認できること
	要介護家族を在宅介護している方	☐	13 要介護家族の介護保険被保険者証の写し(要介護度・有効期間記載のもの)または 要介護認定結果通知書の写し 14 ケアプランの写し 15 要介護家族の住民票 <原本>	発行日が3ヶ月以内で、続柄が記載されたもの

注1: 配偶者の定義 →被保険者の配偶者であって、家事を専業とする者のこと

注2: 父母・義父母 →被保険者の父母、または同居の義父母(配偶者の父母)のこと(※同居でない義父母は認定対象外)

注3: 学生の定義 →高校生・大学生(短大・院生含む)・予備校生(※)・専門学校・高等専門学校・養護学校等(全日制・夜間制問わず)
進学するための受験勉強を目的としたものに限り。特定の資格取得のための受験を目的としているものは含みません。

【B-2】現在収入ありの方

対象者	チェック	No	書類名称	説明
15歳の3月31日を経過した学生 (注3)(概ね高校1年生以上)	☐	16	在学証明書または学生証の写し	学校名・学校所在地・発行日・氏名が確認できること
パート・アルバイト	☐	17	直近3ヶ月分の給与明細の写し	※勤務したばかりで3ヶ月分の給与明細が揃わない場合は、 ・勤務形態と給与額が確認できる書面の写し ・直近の給与明細の写し ・勤務状況の確認出来るもの 等 でも対応可。ただし、追加書類の提出が必要となる場合あり。 ※No.16の書類を提出する学生の場合(年収130万円未満)は、提出不要。
年金受給者	☐	18	直近の年金改定通知書の写し または 年金振込通知書の写し	・年金を請求したばかりの場合は、年金見込額が印字された書類 ・年金を受給し始めたばかりの場合は、年金証書又は年金振込通知書の写し ・退職による退職改定などにより年金額が変動する場合は、年金見込額が印字された書類
失業給付の受給者	☐	19	雇用保険受給資格者証の写し(両面)	※失業給付の基本日額が下記条件であれば、受給期間中も被扶養者となることができます。 60歳未満の方・・・3,612円未満 60歳以上の方・障害者の方・・・5,000円未満
個人事業主(フリーランス)	☐	20	確定申告書すべての写し	◎新規申請の場合は、3事業年度分を提出 確定申告書一式の写しは、収支内訳書等を含む全ページ必要。 また、所得金額が納税証明書と一致していること。 ※収支内訳書を確認し、個別に判断します。基礎控除・減価償却費などは所得額に加えて収入額とみなします。
		21	納税証明書その2<原本>	◎新規申請の場合は、3事業年度分を提出
傷病手当金、出産手当金など	☐	22	保険給付決定通知書の写しなど	金額が確認できるもの

★ 複数の項目に該当する場合は、すべての書類を提出してください。

例)パート勤務をしていて、かつ、年金を受給している場合

→ 被扶養者状況届＋住民票＋課税証明書＋直近3ヶ月分の給与明細の写し＋年金受給金額がわかるもの

【C】被保険者との家族関係および生計維持関係の確認書類

下に該当する場合は、必要書類をご提出ください。(複数の状況にあてはまる場合は、そのすべてに対応する書類が必要です。)

対象者	チェック	No	書類名称	説明
別居して いる方	☐	23	事業主による単身赴任の証明または辞令の写し	※別居の扱いとしますので、No.25～27の書類の提出は不要です。
上記以外	☐	24	直近3ヶ月分の送金証明(振込控・通帳・現金書留控など)の写し	※手渡し・計画書不可 ※毎月送金していること(一括送金は不可) ※送金の日付・送金額・送金元(被保険者の氏名)・受取人(扶養認定対象者の氏名)が確認できる状態であること ※送金額の条件については、下記(注4)を参照
		25	扶養認定対象者の世帯全員の住民票<原本>	発行日が3ヶ月以内で、続柄が記載されたもの
別居の親族を 複数で扶養している場合	☐	26	戸籍謄本<原本>	扶養優先義務者の確認のため、被保険者との関係(続柄)がわかるもの ※扶養の状況(毎月だれがいくらずつ負担しているか、扶養認定対象者の方と同居か別居か等)を「被扶養者状況届」(【A】のNo.1)に詳しく記入。
被保険者と姓が違う場合	☐	27	戸籍謄本<原本>	扶養優先義務者の確認のため、被保険者との関係(続柄)がわかるもの
添付書類と現在の姓が違う場合	☐	28	婚姻受理証明書 または 戸籍謄(抄)本<いずれも原本>	
内縁の妻、夫	☐	29	重婚していないことが確認できるもの	住民票へ「妻(未届)」、「夫(未届)」の記載や戸籍謄本

注4: 送金額について(以下、すべてを満たすこと)

- ・被保険者からの送金を含め、送金先の家族の生計費が1人当たり6万円を上回る金額であること
- ・送金額は扶養認定対象者1人当たり月額3万円以上であること
- ・被保険者の送金額が、扶養認定対象者の収入と同等以上であること

◆被扶養者が減る場合

「被扶養者異動届」に、被扶養者の被保険者証を添付してご提出ください。(必要書類がある場合はあわせて提出)

扶養でなくなる理由	返却物	必要書類
就職 (他健保へ加入)	被扶養者の被保険者証	新たに加入した健保から発行された「資格情報のお知らせ」の写し
基準額以上の失業給付を受給開始		雇用保険受給資格者証の写し(両面)
死亡		死亡診断書・埋葬許可証・火葬許可証 いずれかの写し
離婚		—
収入増加(収入上限額超過)		—

【父または母による生計維持関係等の確認】

子供を被扶養者とする場合、原則として両親のうち収入の多い方の被扶養者とします。そのため、両親の収入を確認しますが、離婚などにより確認が困難な場合の対応をまとめました。

⇒ はい
⇒ いいえ

